

トップランナー方式の導入について①

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進
- その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

取組の概要

- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
 - ※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としていない。
- このうちできる限り多くの業務(16業務)について平成28年度に着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映。
 - ※ 地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定。
- 残る業務について、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入。

【平成28年度に着手する取組】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	小学校費、中学校費、 高等学校費	民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費	
◇本庁舎清掃 ◇案内・受付 ◇公用車運転 ◇本庁舎夜間警備 ◇電話交換	包括算定経費	包括算定経費	
◇一般ごみ収集	—	清掃費	
◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	—	小学校費、中学校費	指定管理者制度導入、 民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇体育館管理 ◇プール管理 ◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	
◇公園管理	その他の土木費	公園費	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	庶務業務の集約化
◇情報システムの運用 (住民情報、税務、福祉関連等の情報システム)	—	戸籍住民基本台帳費、 徴税费、包括算定経費	情報システムのクラウド化

※ 下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

トップランナー方式の導入について②

【平成29年度以降導入を検討するもの】

検討対象業務	基準財政需要額の算定項目		業務改革の内容	課題等
	都道府県分	市町村分		
◇図書館管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入等	<p>○地方団体から以下の意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置している。 ・福祉分野は業務の専門性が高く、直営を選択している。 <p>○実態として指定管理制度の導入が進んでいない。</p> <p>○社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議あり。</p>
◇博物館管理	その他の教育費	-		
◇公民館管理	-	その他の教育費		
◇児童館、児童遊園管理	-	社会福祉費		
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	-		
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化	<p>○地方団体から以下の意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な公立大学については、法人化にコストがかかることから効率化が困難となる可能性がある。 ・学部によって、民間との共同研究等による外部資金の獲得等、効率化可能な程度が異なる。
◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	-	戸籍住民基本台帳費、徴税費、社会福祉費、高齢者保健福祉費、保健衛生費	総合窓口・アウトソーシングの活用	<p>○第31次地方制度調査会において、窓口業務に係る外部資源の活用方策について検討中である。</p> <p>○政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を作成予定(平成28年度)である。</p>

基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し

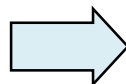
- 地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率(※)として基準財政収入額の算定に反映

※ 基準財政収入額 = 標準的な課税見込額 × 標準的な徴収率 × 0.75等

取組の概要

《現行》

- 全国の平均的な徴収率を標準的な徴収率として算定



《見直し後》

- 上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率(※)を標準的な徴収率として算定

※ 過去5年平均

⇒ 実効的な徴収対策の一層の取組を促進

<対象税目>

基準財政収入額の算定において徴収率を設定している以下の税目

- ・個人住民税(均等割)
- ・個人住民税(所得割)
- ・不動産取得税
- ・ゴルフ場利用税
- ・鉾区税
- ・固定資産税
- ・事業所税

<実施時期>

平成28年度から実施(地方自治体への影響等を考慮し、5年間で段階的に反映)

地方財政の全面的な「見える化」① ～決算情報の「見える化」の徹底～

現状と課題

- 全ての都道府県・市区町村の決算情報については、「財政状況資料集」(*)をはじめとして、総務省ホームページにおいて公表。
※各団体の歳入歳出決算の生データや17種類の各種財政指標等、それらの経年比較・類似団体比較、自らの分析結果等を網羅的にとりまとめたもの(Excelファイル形式)
- 「財政状況資料集」において、**住民一人当たりコストは、人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載されており、性質別・目的別で項目が網羅されていない。**



今後の対応

決算情報の「見える化」の徹底

- 財政分析においては、他団体と一律に比較するのではなく、**①当該団体における経年比較や②類似団体との比較が重要**

- 上記を踏まえた上で、**住民一人当たりコスト**に

ついて、**性質別・目的別で網羅的に「見える化」**【H27決算～】

<性質別>

※下線部の項目が新規追加するもの

人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費(新規整備・既存更新)、公債費、繰出金

<目的別>

議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

⇒ これにより、例えば、維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別、民生費、衛生費、教育費等の目的別の内訳が「見える化」

⇒ さらに、経年比較や類似団体の中での順位等に加え、各団体の分析コメントを付すことにより、財政分析の内容も「見える化」

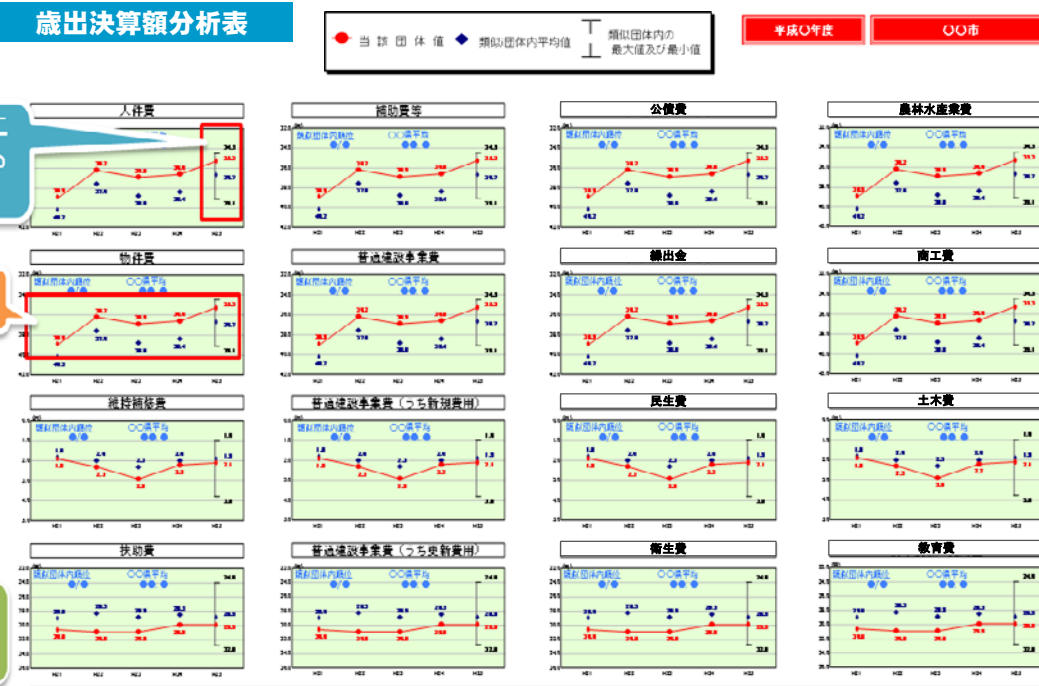
イメージ

歳出決算額分析表

①類似団体における順位や位置付け

②経年比較

③団体自らの分析コメント



※ この他、利用者目線からホームページを大幅改善

- ① 過去10年間の決算情報の生データを全面的に「見える化」
- ② データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加 等

地方財政の全面的な「見える化」② ～新たな課題への積極的な対応～

現状と課題

- 公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているが、「財政状況資料集」には、公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型毎のストック情報や固定資産台帳が含まれていない。

今後の対応

新たな課題への積極的な対応

公共施設等の老朽化対策という課題に積極的に対応していくため、地方公会計(固定資産台帳)のデータを経年比較、類似団体比較等に活用することで、「財政状況資料集」の内容を大幅に充実

① 資産老朽化比率の追加 固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次

地方公会計により把握可能となる「資産老朽化比率」を新たな財政分析指標として追加

② 新たな分析手法の導入

新たな分析手法として、将来負担比率と資産老朽化比率の「組合せ分析」を導入

③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加

固定資産台帳により把握可能となる道路、学校、公営住宅等の施設類型毎の一人当たり面積や資産老朽化比率といったストック情報を追加するとともに、同台帳により土地情報も「見える化」

これまで分からなかったストック情報も全面的に「見える化」

⇒ 公共施設等全体及び施設類型毎の資産老朽化比率や保有量の「見える化」

⇒ 自治体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報の「見える化」

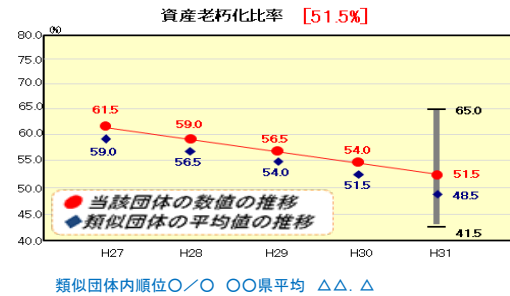
※ 公共施設等総合管理計画の進捗度合いについては、資産老朽化比率に加え、例えば、公共施設の一人当たり床面積等の経年比較や横比較により把握可能(進捗度合いの把握のために他に有効な方法があるかさらに検討)

※ 社会経済情勢の変化を踏まえ、横比較の対象団体(類似団体)のあり方についても研究



イメージ

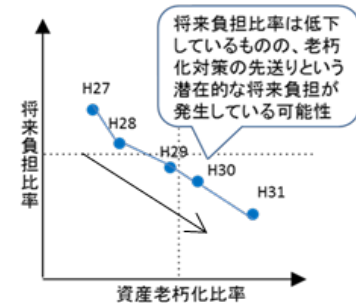
① 資産老朽化比率の追加



資産老朽化比率の分析欄

各団体による分析コメントを記載

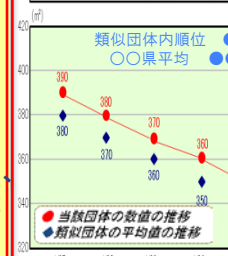
② 新たな分析手法の導入



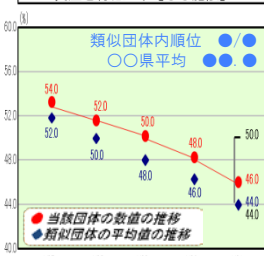
⇒ 地方債現在高や退職手当支給予定額等を対象とした「将来負担比率」を「資産老朽化比率」と組み合わせて分析することにより、「公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が「見える化」され、将来負担をより総合的に把握することが可能

③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加

一人当たり面積【〇〇施設】



資産老朽化比率【〇〇施設】



土地情報

固定資産台帳からの抜粋

	所在地	取得年月日	取得価額等	耐用年数	用途	売却可能区分	時価等	...
建物A	〇市〇〇	S35.4.30	5億円	50年	庁舎	×	—	...
土地B	〇市××	S30.5.23	1億円	—	未利用	×	—	...
土地C	〇市△△	S40.1.23	2億円	—	未利用	○	3億円	...
...

公有地情報の「見える化」

固定資産台帳に記載された公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用地や売却可能地の情報を「見える化」し、公有地の有効利用や売却の検討に活用(さらに、民間投資の促進にも寄与)

参 考 資 料

その他（地方行財政改革全般、「見える化」、地方交付税改革）について

＜地方行財政改革全般について＞

- 地方行財政改革の推進にあたっては、地方自治体の意見を聞きながら丁寧に議論を進め、その内容について地方自治体の理解と納得を得ることが必要

＜「見える化」について＞

○成果(アウトカム)の徹底した「見える化」

- ・ 行政コスト及び公共施設の維持管理コストについては、前述のとおり、全面的な「見える化」を図る。なお、アウトカム目標やパフォーマンス指標については、各行政分野を所管する関係省庁において検討すべきもの

○事業等の進捗・成果について評価する仕組み

- ・ 地方行財政改革の進捗状況について、自治体がどのように改革に取り組んだのかを事後的に検証することは重要であるが、実施主体である地方自治体の理解を得られるものとする必要がある。このような観点も踏まえ、総務省としては、例えば公共施設の老朽化対策については、各自治体の「資産老朽化比率」に加え、「公共施設の一人当たり床面積」等を組み合わせて「見える化」することを提示しているところ

＜地方交付税改革について＞

○まち・ひと・しごと創生事業費への地域の活性化等の取組の成果の反映

- ・ 多くの団体で「地方版総合戦略」を策定中であり、その内容や、取組の成果の実現具合等を見極める必要があることから、現段階で、「必要度」から「成果」へシフトしていく時期等を定めるのは困難であり、地方団体の理解も得られない

○留保財源率の見直し

- ・ 財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見などさまざまな意見があり、慎重な検討を要することから、検討の期間をあらかじめ区切り、結論を出す方法はなじまない

○地方交付税の見える化

- ・ 地方交付税の各自治体への配分の考え方、内訳の詳細、経年変化の「見える化」については、平成28年度から進める